

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は、令和3年7月26日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年7月26日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年3月25日

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ベルク相模原宮下本町店
所在地 相模原市中央区宮下本町一丁目 2888 番-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名(名称) 株式会社ベルク
代表者氏名 代表取締役 原島 一誠
住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折 1646 番

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社ベルク	代表取締役 原島 一誠	埼玉県鶴ヶ島市脚折 1646 番
未定		

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,776 m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	位置	収容台数(台)
駐車場	位置については届出書に添付された図面のとおり	126
合計		126

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	位置	収容台数(台)
駐輪場	位置については届出書に添付された図面のとおり	50
駐輪場		61
合計		111

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	位置	面積(m ²)
荷さばき施設	位置については届出書に添付された図面のとおり	110
荷さばき施設		60
合計		170

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位置	容量(m ³)
廃棄物保管施設	位置については届出書に添付された図面のとおり	15
廃棄物保管施設		15
合計		30

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベルク	午前9時00分	午前0時00分
未定	午前9時00分	午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	利用可能時間帯
駐車場	午前8時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数(か所)	位 置
出入口	2	位置については届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	利用可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
荷さばき施設	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

8 届出年月日

令和 3 年 2 月 2 6 日

9 縦覧場所

令和 3 年 3 月 3 1 日まで

中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局経済部産業支援課

令和 3 年 4 月 1 日以降

中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局経済部産業・雇用対策課